

地方創生テレワーク交付金に関するQ & A（第2. 2版）

目次

1. 制度概要について	
<KPI>	．．．．． P2
<採択方法>	．．．．． P4
<申請者>	．．．．． P4
<他の交付金との関係>	．．．．． P5
2. 対象事業	
<全般>	．．．．． P6
<対象事業①サテライトオフィス等整備事業・②サテライトオフィス等開設支援事業>	．．．．． P8
《当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする経費》	．．．．． P8
《什器・機器導入費、什器・機器導入支援費》	．．．．． P9
《通信環境整備費、通信環境整備支援費》	．．．．． P10
<対象事業②サテライトオフィス等開設支援事業>	．．．．． P11
<対象事業③サテライトオフィス等活用促進事業（①・②事業の「施設整備・運営以外のソフト経費」含む）>	．．．．． P14
<対象事業④進出支援事業>	．．．．． P17
3. 手続き	．．．．． P18
4. 経理処理	．．．．． P20
5. 地方負担への手当	．．．．． P21
6. 変更申請について	．．．．． P22

1. 制度概要について

< K P I >

1-1 高水準タイプの要件である「②サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が3社以上」とは、どのように施設を「利用」する企業が想定されるのか。

(例えば、ワーケーションでの単発での利用、会議等での利用、又は当該施設には直接は来ないが、リモートで当該施設内の事業者等とやり取りするような場合も含めて「利用」とみなせるか。)

- 2024 年度末時点でサテライトオフィス等施設の賃貸借契約や利用契約をしている所在都道府県外の企業が想定される。
- 会議等やお試しなど一時的な利用や当該施設には直接は来ないがリモートで当該施設内の事業者等とやり取りするような場合は、本交付金の目的に合致しないことから「利用企業」とみなすことはできない。

1-2 高水準タイプの要件である「④サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者の割合が5割以上」の「利用者」とは、どういった利用者が想定されるのか。

(例えば、ワーケーションでの単発での利用者、学生等の利用者、会議等での利用者、又は当該施設には直接は来ないが、リモートで当該施設内の事業者等とやり取りする者も含めて「利用者」とかみなせるか。)

- 2024 年度中に施設を利用したサテライトオフィス等施設の所在都道府県外から進出した企業の従業員（現地雇用の従業員を含む）のほか、2024 年度中にワーケーションやトライアル利用を行った方、学生等の利用者についても所在都道府県外の利用者に含めることができる。ただし、当該施設には直接は来ないがリモートで当該施設内の事業者等とやり取りする者は、本交付金の目的に合致しないことから「利用者」とみなすことはできない。

1-3 KPI における利用企業数と利用者数は延べ数でカウントすればよいのか、実数でカウントすればよいのか。(利用企業数について、例えば、A社が2024年度の4月～6月、10月～12月に利用し、それぞれで利用契約を締結した場合に利用企業数は1となるのか、2となるのか。)

- 利用企業数は2024年度末時点の実数、利用者数は2024年度中の延べ人数をカウントいただきたい。
- なお、利用企業については、1-6のとおり、2024年度末時点でサテライトオフィス等施設の賃貸借契約や利用契約をしている企業となるため、例示したA社の場合、2024年度末時点の契約がないため利用企業数に含めることができない点に留意いただきたい。

1-4 県内在住で県外の企業へ通勤していた者が、勤務先のテレワーク化に伴い、当該交付金において整備した施設を利用した場合、所在都道府県外の利用者となるのか。また、前記利用者の勤務先企業と利用契約が結べた場合は、所在都道府県外の利用企業となるのか。

- 県内在住の方が個人で利用する場合は、所在都道府県外の利用者ではない。
- 勤務先企業が利用契約を結んだ場合は、当該企業については「所在都道府県外の企業」、従業員の方は利用契約を結んだ所在都道府県外の企業の従業員としての利用であることから、「所在都道府県外の利用者」とすることができる。

1-5 地域おこし企業人交流プログラムを活用して受け入れた人材が、当該交付金で整備したサテライトオフィスを利用する場合、利用者および利用企業としてよいか。（本社や元々の勤務先が県外の場合は、KPI の県外企業等にカウントしてよいか。）また、地域おこし企業人プログラムとの併用は可能か。

- 地域おこし企業人交流プログラムを活用して受け入れた方が、県外から受け入れた方であれば、「所在都道府県外の利用者」となるが、勤務先を「所在都道府県外の利用企業」とするには、勤務先と利用契約等を締結する必要がある。
- また、地域おこし企業人交流プログラムにより受け入れた方に関し、地域おこし企業人に係る特別交付税措置と、本交付金による人件費への充当を二重に行うことはできない。

1-6 事業により整備したサテライトオフィスの利用を経て、市町村内の別の物件へ進出した企業について、KPI に含めることは可能か。

- 事業により整備したサテライトオフィスの利用を経て、市町村内の別オフィスに入居し、定着する企業について、2024 年度末の時点で市町村内の別オフィスに入居を継続しているのであれば、KPI に含めることができる。

1-7 KPI の「移住者数」については、事業に関連した移住者の数に限られるのか。それとも当該事業に関わらず、施設の所在する市町村へ移住した人全体の数か。

- 本事業は、これを契機に、地方公共団体において地方への新たな人の流れを創出する様々な施策に積極的に取り組んでいただくことを後押しすることを趣旨としているため、本事業を実施する地方公共団体が、本事業をはじめとする移住支援策を講じた結果、本事業の開始から 2024 年度末時点までの間に移住した者（2024 年度末までに転出した者を除く。）として各団体が確認する移住者数を記載いただきたい。
- なお、本事業の効果を検証する観点から、本事業に直接関連する移住者数の報告を 2024 年度において求める予定。

1-8 KPIについて、地域の実情に応じて設定することは可能か。

(例)所在都道府県外の利用者数について、割合ではなく増加数で目標値を設定。

- 申請にあたっては2024年度の施設の利用者数を設定のうえ、そのうち所在都道府県外の利用者数の割合を設定するなど取扱いで示したKPIは必ず設定いただく必要がある。そのうえで、地域の実情に応じ、事業の実効性や他の政策との連携効果を高めるような、独自のKPIを追加で設定いただくことは望ましいことである。

<採択方法>

1-9 高水準タイプで申請し、採択されなかった場合でも、標準タイプとして採択されることはあるか。

- 高水準タイプで申請した事業であって、総合評価が「A」以上とならず高水準タイプとして採択されなかった場合でも、総合評価が「B」もしくは「C」であれば、標準タイプとして採択される。

1-10 採択の難易度について、「高水準タイプで申請し、有識者の評価を経て、標準タイプでの採択となる場合」と「当初から標準タイプとして申請し、事務局の評価を受け、採択される場合」では前者のほうが採択の難易度は高いのか。

- 審査においては、統一的な評価基準のもとで審査を行うため、「高水準タイプで申請し、有識者の評価を経て、標準タイプでの採択となる」場合と「当初から標準タイプとして申請し、事務局の評価を受け、採択される」場合とで、採択の難易度に差が出ることはない。

<申請者>

1-11 広域連携事業（複数の市町村や、都道府県と市町村が予算を計上しあい連携して取組む事業）は申請可能か。

- 可能である。ただし、その場合は複数の地方公共団体が共同で計画を作成し、実施計画の申請者となる地方公共団体（以下「主申請者」という）を1団体決定したうえで、申請を行うものとする。
- 主申請者となる地方公共団体は各施設ごとのKPIの進捗状況を把握し、事業推進の主体的な役割を担う必要がある。

1-12 広域連携事業の場合のKPIの設定はどのようになるか。

- 広域連携事業の場合であっても以下の考え方に基づいて設定
 - 利用企業関連
整備・活用する施設単位に設定し、その合計
 - 利用者関連
整備・活用する施設毎に設定し、その合計
 - 移住者数

整備・活用する施設の所在する市町村毎に設定し、その合計

1-13 広域連携事業の場合の交付、申請上限額はどのようになるか。

- ○施設整備・運営費
連携する団体数×3施設を上限とする。(1団体あたり3施設まで)
- 施設整備・運営以外のソフト経費
連携する団体数×最大1,200万円を上限とする。(1団体あたり最大1,200万円)
- 進出支援金
「1社あたり最大100万円」に基づき、「取扱いⅢ-(4)基準及び補助率」に基づき設定したKPIに応じて上限件数を設定

1-14 第1回募集の採択団体は、第2回募集に申請することは可能か。

- 第1回採択事業の拡充として、要素事業の追加や施設の追加を実施する場合は、変更申請として申請いただきたい。
- ただし、整備する施設数の上限や施設整備・運営以外のソフト経費の上限は、第1回の採択事業と併せて1団体あたりの上限以内とする必要がある。

<他の交付金との関係>

1-15 R2年度3次補正の拠点整備交付金に申請予定の事業として、既存施設を活用した複合施設を整備する予定である。

その施設の一部を、テレワークのためのサテライトオフィスとして整備する予定だが、施設全体の整備は地方創生拠点整備交付金へ申請し、サテライトオフィスの整備については地方創生テレワーク交付金を申請することは可能か。

- 当該施設の整備について、地方創生テレワーク交付金の要件に合致すれば、申請いただくことは可能である。ただし、事業に重複が生じないように、それぞれのKPIや対象経費等を十分整理し、拠点整備交付金の担当とも十分相談のうえ、申請いただきたい。
- 他の補助金との併用についても、本交付金の要件に合致し、事業に重複が生じないように申請いただければ、申請は可能である。

2. 対象事業

<全般>

2-1 ①サテライトオフィス等整備事業・②サテライトオフィス等開設支援事業における「施設整備」とはどのようなものが該当するのか。

- 「施設整備」とは、対象とする施設の新築、増築、改築、模様替え、修繕その他の改修が含まれる。なお、それぞれの区分の具体的内容については以下の通り。

【区分の説明】

区分	説明
増築	・既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築すること。 ・既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新築」になるが、敷地単位では「増築」となる。
改築	建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。
模様替え	建物の構造部である壁、柱、床、はり、屋根、階段、間仕切及びその他の構造部につき変更を行うために行う工事。
修繕その他の改修	・経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図る既存建築物の改修（修繕） ・構造部を変更しないその他の改修。

2-2 「交付上限額」の「施設整備・運営費に係る経費」に示される「収容可能人数（1施設当たり）」の、人数の考え方を教えていただきたい。何をもちて収容可能人数にすればよいのか。

- 対象施設はテレワークにより働く環境又は機能を有している必要があることから、当該施設で同時に何名がテレワークにより働くことができるかを目安に判断いただきたい。
- なお、審査においては、整備する施設の内容や設定するKPI等の事業内容と照らして、過大な事業費となっていないか、過大な施設整備となっていないか、高い費用対効果を示せるか等を評価する。

2-3 施設の収容可能人数は、会議室の収容可能人数も含めてよいか。

- 一般的な利用形態の会議室であれば、一個人が常態的にテレワークにより働くことができるワークスペースとは言えないため、収容可能人数に含めることは適切ではない。

2-4 お試し勤務や開発合宿、ワーケーションのように短期滞在（4日～1週間程度）や、中期滞在向けのテレワーク拠点整備事業も対象となるのか。

- 取組の一部としては対象となり得るが、事業全体としては、関係人口施策に止まらず、企業進出・移住・定住を目指す事業として計画し、申請していただく必要がある。

2-5 対象施設の考え方について、同一敷地内に複数のテレワーク施設を整備する場合（戸建てタイプの建物を想定）、建物の戸数でカウントしてよいのか、あくまで敷地内の施設をまとめてカウントするので1施設となるのか。

- 質問のような事例の場合は、同一敷地内であり運営管理も一体的に実施するのであれば、まとめて1施設と捉えるのが適切と考える。
- なお、施設に居住スペース等が含まれる場合の考え方については、2-2を確認いただきたい。（本交付金の対象事業の要件に合致するのであれば、1戸を1施設として申請いただくことも可能。ただし、審査において、政策目的に対する適合性や企業進出・滞在・移住の実現可能性、高い費用対効果を示せる取り組みとなっているか等を評価する点に留意いただきたい。）。

2-6 移動型のワーキング MaaS（マイクロバスのディバージョンによる移動しながらワークスペースをシェアリングできるサービス）の導入によるワーケーション推進とサテライトオフィス開設を促す事業を検討しているが、このような移動型のものについては対象となるのか。

- 本交付金の対象施設は、テレワークにより働く環境又は機能を有し、かつ事業を実施する地方公共団体の区域内に所在する施設等、である。働く環境・機能を有した車両などの乗り物については、地方公共団体の区域内に所在する施設等（構造物、建築物、これらに備え付けられた設備）とはいえないことから、①サテライトオフィス等整備事業、サテライトオフィス等開設支援事業、③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業いずれも対象外となる。

2-7 市町村の負担分に、県の財源による補助金を充当することは可能か。

- 県の財源による補助事業については、国から特段の制限はなく、充当可能である。
- なお、県から市町村に対する補助事業（補助金の交付の財源）に、本交付金を充当することはできない。

2-8 本交付金は、地方創生テレワークを実施する「個人」を支援する事業は対象とならないのか。

- 個人給付の助成金は経費の対象とならない。ただし、進出支援金の使途として企業が社員への助成を行うなど、社員個人も受益者となることは排除できない。また、プロモーションの一環として社員等の個人が一時的に無償でサテライトオ

フィスを利用するようなお試しツアー等の利用は事業設計の一部であれば対象となりえる。

＜対象事業①サテライトオフィス等整備事業・②サテラオフィス等開設支援事業＞
《当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする経費》

2-9 以下の経費は施設整備費の対象となるか。

- ・用地取得費・造成費、外構工事費
- ・既存施設の除却・解体費
- ・整備対象施設の取得費

- これらの経費は対象外経費としていないことから、いずれも施設整備費・施設整備支援費として地方創生テレワーク交付金の対象となりえるが、当該経費については原則、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする。また、対象経費の適切性については、事業内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取り組みとなっているか等地方創生テレワークの事業に求める視点を有しているかを審査するため、結果により対象外経費となることもあり得る。

2-10 既存施設の1階部分をコワーキングスペースに改修し、2階部分を居住スペース（シェアハウス）に改修する場合、2階の居住スペース（シェアハウス）部分も交付金の対象となるか。

- 本交付金による対象施設はテレワークにより働く環境又は機能を有する施設等である。また、本交付金の対象事業は、「地方創生テレワークの推進」により地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ、積極的に取り組む事業としているため、地方創生に資するテレワークの推進施策である必要がある。
- したがって、単に住宅施設や宿泊施設を整備するだけの事業は対象とならないが、サテライトオフィス等の利用者、利用企業が地方創生テレワークを実施する上で必要な居住・滞在機能を付帯させる事業であれば、一体として「職住一体型サテライトオフィス等」と捉えることが可能であり、対象となりえる。
- ただし、居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費については原則、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする。また、サテライトオフィス等の事業と一体として整備することの必要性（政策目的に対する適合性や、事業内容と照らして過大な事業費となっていないか、過大な施設整備となっていないか、高い費用対効果を示せるか等）を審査するため、結果により対象外経費となることもあり得る。

2-11 キッチンの整備は、居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費として、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする必要があるか。

- 「居住・滞在機能を付帯させる事業部分」もしくは「利用促進の観点から事業に

必要と認められ経費」として、原則、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする必要がある。

- ただし、一般的なオフィスに備えられている「給湯室」程度の整備であれば、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる経費として差し支えない。（2割以内とする経費には含めなくてよい）。

2-12 入居企業と、地元の企業や住民が交流できるコミュニティスペースやカフェスペースの整備は対象となるか。

- テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められないが、利用促進の観点から事業に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内で対象とすることができる。
- ただし、サテライトオフィス等の事業と一体として整備することの必要性（政策目的に対する適否や、事業内容と照らして過大な事業費となっていないか、過大な施設整備となっていないか、高い費用対効果を示せるか等）を審査するため、結果により対象外経費となることもあり得る。

2-13 施設整備費・施設整備支援費は、具体的にどのような「設備」に対する経費が対象となるのか。

- 対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる設備（例えば電気・ガス・給排水・空調設備・トイレなど）は施設整備・施設整備支援費の対象となる。
- 一方、対象施設として整備される建築物と構造上一体となっているが、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない設備については、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、原則当該施設の施設整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内で対象とすることができる。

2-14 施設整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内で認められている経費（用地取得等、居住・滞在機能等、利用促進）について、それぞれ2割以内で認められるのか、それともまとめて2割以内となるのか。

- 2割以内に制限される経費が複数ある場合は、その合計が交付対象事業費全体の2割以内である必要がある。

《什器・機器導入費、什器・機器導入支援費》

2-15 什器・機器導入費、什器・機器導入支援費は、具体的にどのような経費が対象となるのか。

- テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器（例えば机やイス、パソコン、プリンタ、コピー機など）については対象となる。
- 一方テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない什器・機器については、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、原則当該施設

設の施設整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内で対象とすることができる。

2-16 コーヒーサーバー、冷蔵庫、電子レンジ、TVなどの家電購入経費は、利用促進の観点から事業に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする必要があるか。

- 施設整備あたっては、地方創生テレワークの実現のために、都市部のオフィスと同様の環境を整えることは望ましいため、一般的なオフィスに備わっていると認められる家電については、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要な経費として差し支えない。(2割以内とする経費には含めなくてよい)

2-17 3Dプリンターなどのデジタルファブリケーション機材の購入経費は、利用促進の観点から事業に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする必要があるか。

- 地場産業との親和性が高いものづくりベンチャーを誘致のターゲットとし、ニーズ調査によりそれらターゲット企業が働く環境として必須の什器・機器であることが判明している場合など、当該経費に合理性が認められる場合は、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要な経費として差し支えない。(2割以内とする経費には含めなくてよい)

《通信環境整備費、通信環境整備支援費》

2-18 サーバー(共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等)の利用等に要する費用の額及びシステム、ソフトウェア、アプリケーション類の利用等に要する費用を対象に含めることはできるか。

- 対象施設がテレワークにより働く環境又は機能を有するために通常必要と認められるため、原則として対象となる。

2-19 通信環境整備費について、施設におけるローカル5G設備の導入や無線Wi-Fi、LAN環境の構築、光ファイバの敷設などは対象となるか。

- まず、光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーマでの光ファイバ敷設の費用は対象外であり、これについては、必要に応じて総務省「高度無線環境整備推進事業」の活用を検討いただきたい。ただし、クロージャーマから施設構内への引き込み工事や通信事業者の提供する光回線サービスの利用料や、これらのアクセス回線を用いインターネットに接続するためのISP利用料は対象となる。加えて、施設内のWi-Fi、LAN環境の構築に伴う、機器の購入、レンタル、設置工事についても対象となる。
- ローカル5G設備導入については、ローカル5Gの提供に必要な光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーマでの光ファイバ敷設の費用は対象外。また、施設内あるいは施設の立地する敷地内に敷設するローカル5Gの無線基地

局の敷設、関連するプラットフォーム、システム等の構築についても対象外。これらについては、必要に応じて総務省「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」等の活用を検討いただきたい。

- なお、これらに限らず、地方創生テレワークの推進するための事業に必要な経費が本交付金の対象となることから、政策目的に対する適否、KPI達成への貢献度、高い費用対効果を発揮する経費かなど、複合的に審査を行い、その結果によっては経費対象外となることもあり得る。

《その他》

2-20 施設利用者の移動手段確保として、自動車や自転車の購入は対象となるか。

- 専ら対象施設の外で利用されることを目的とした什器・機器、物品の購入費については、施設整備・運営に係る経費の対象外であるため、施設利用者の移動手段確保とした、自動車や自転車の購入は施設整備・運営に係る経費の対象とはならない。他方、自動車や自転車のレンタル料、リース料、シェアリングサービス利用料等を施設整備・運営以外のソフト経費として対象とすることは可能であるが、政策目的に対する適否、KPI達成への貢献度、高い費用対効果を発揮する経費かなど、複合的に審査を行い、その結果によっては経費対象外となることもあり得る。

<対象事業②サテライトオフィス等開設支援事業>

2-21 民間所有施設整備について、宿泊施設（旅館、ホテル、ゲストハウスなど）の一部を改修した場合、テレワーク実施時以外は、別の用途（宿泊客のコミュニケーションスペースなど）で使用することは可能か。

- 本交付金を活用して整備する施設部分は、テレワークにより働く環境として常態的に利用されることを目指して事業を計画していただきたい。
- なお、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の開設・運営と言えるか困難な事例（個々の客室へのWi-Fiルーター設置にとどまるもの等）は対象とならない。

2-22 「サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）」について対象施設を公募する場合、既に竣工済みの施設や建設中の施設も対象とし、その建設や改修に係る費用を支援することができるか。

- 既存の施設や建設中の施設を対象とすることは差し支えないが、地方創生テレワーク交付金による支援が可能な経費は、交付決定日以降に契約締結・発注する工事等の経費のみである。

2-23 入居企業がオーダーメイドで自ら行う施設整備に対して助成する仕組みを検討しているが、②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）の対象とすることができるか。

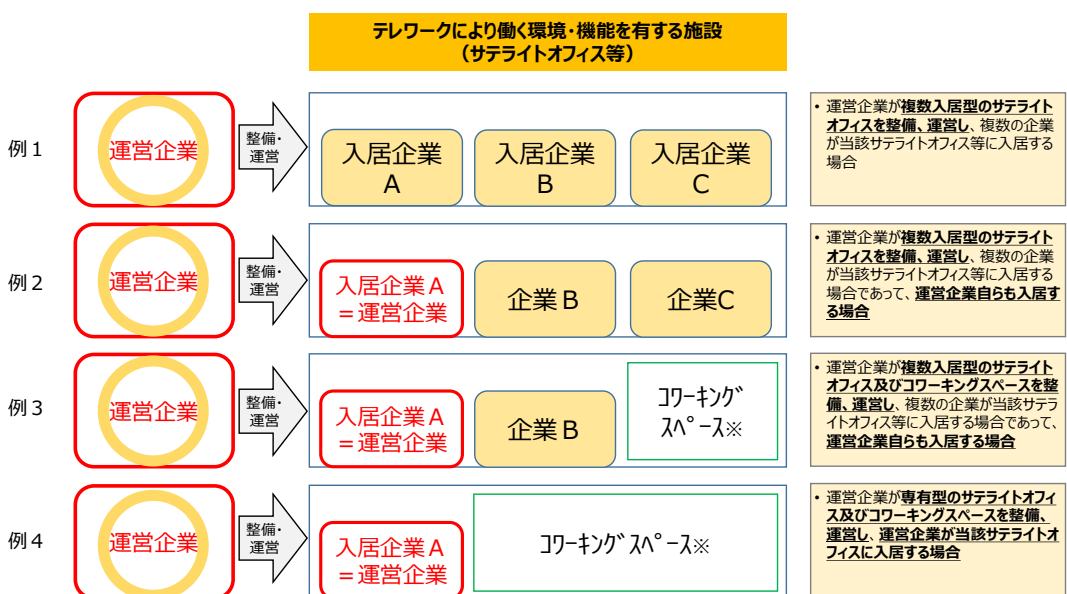
- 入居企業自らが、サテライトオフィス等運営事業者もしくはコンソーシアムとして他の企業等もサテライトオフィス等として利用可能な施設を整備する場合は対象となりえる。
- サテライトオフィス等運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者であり、特定の入居企業が当該施設の運営事業者を兼ねる場合が想定される。
- コンソーシアムとは2つ以上の企業、団体（官公庁等も可）から成る共同事業体のことであり、複数の入居企業同士や入居企業と地方公共団体によるコンソーシアムにより当該施設を運営することが想定される。
- 入居企業への進出企業支援金についても、結果として当該目的（入居企業が専有するサテライトオフィス等（いわゆる当該企業の支店等）に関する入居企業自らによる施設整備）の原資等となりうることや、直接の原資になり得ないまでも、間接的に当該入居企業の受益につながる可能性は排除されない。
- サテライトオフィス等運営事業者や進出企業の入居が本社移転の場合であっても、個社が施設全体を専有せず、他の企業等もサテライトオフィス等として利用可能な施設を整備する場合は対象となりえる。
- ①サテライトオフィス等整備事業、③サテライトオフィス等活用促進事業においても、個社が施設全体を専有せず、他の企業等もサテライトオフィス等として利用可能な施設を整備する場合は対象となりえる。

(参考)

(資料1別紙) 地方創生テレワーク交付金 ②サテライトオフィス等開設支援事業の対象 (1/2)

<基本的なパターン>

✓ 以下の場合、**運営企業**は、**整備費支援、初年度運営費支援の対象**



※不特定多数の者がテレワークにより働くことができるオープンなスペース₁

<支援可能なパターン>

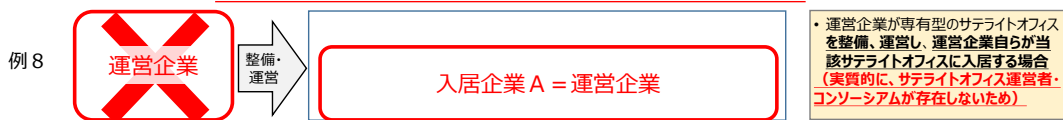
✓ 以下の場合、**運営企業は、整備費支援、初年度運営費支援の対象**



<支援できないパターン>

※不特定多数の者がテレワークにより働くことができるオープンなスペース

✓ 以下の場合、**運営企業には、整備費支援、初年度運営費支援できない**



2-24 ②サテライトオフィス等開設支援事業の対象は、民間企業が賃借している施設も対象になるのか。民間企業が所有している物件に限られるのか。

- 民間企業（サテライトオフィス運営事業者・コンソーシアム）が賃借している施設も対象となる。

2-25 ②サテライトオフィス等の開設支援事業の施設整備・運営で、民間の賃貸物件を借りてテレワーク施設を改修する場合、年度内の賃借料も交付金の対象となるのか。

- 2021年度内の賃借料は施設整備・運営費の対象となる。

2-26 東京圏に本社を構え、当団体の区域内に事業所を有する法人が、当団体の区域内に新たに事業所を整備し、既存事業所は閉鎖する。新事業所においては、自社従業員のみの利用として、既存の従業員が本県内での事務に加え東京本社の事務を遠隔で実施するとともに、新規に従業員を雇用するとしている。この場合において、新事業所の整備は地方創生テレワーク交付金の対象となるか。

- サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムが存在しない場合（1社が施設全体を専有して他社に施設の提供を行わない場合等）は、②サテライトオフィス等開設支援の支援はできない。

2-27 ②サテライトオフィス等開設支援事業について、プロポーザル形式により、対象施設を運営する事業者を選定する場合、プロポーザルの事務経費（選定委員の報酬、委員の費用弁償、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費）も施設整備・運営費の対象経費となるか。

- 施設整備・運営支援費として地方創生テレワーク交付金の対象となりえる。

2-28 対象施設を公募し、民間施設の開設等支援を行う予定であるが、公募の結果、計画上の施設規模とは別の規模の施設を選定することになることは差し支えないか。

- 本交付金は事業の対象とする施設にもとづく KPI を設定いただく必要があり、特に施設規模の変更は、KPI との整合性がなくなることも想定されるため、計画と適合する施設を選定いただきたい。
- 計画上の施設規模とは別の規模の施設を選定することとなった場合は、変更申請の手続きを行う必要がある。

2-29 公募にて、事業の対象となる民間施設を選定する手法を予定しており、対象エリアとしては「市全域」または「都心地域に限定」のいずれかで検討している。本市では都心部について「都市再生緊急整備地域指定」を目指しており、政策間連携の観点から「都心地域に限定」したほうが評価は高くなるのか。

- 公募により民間施設開設支援を実施するにあたって、公募の内容は、企業進出・移住の実現可能性、持続可能性等が確保されるよう、各地方公共団体において検討いただきたいが、政策間連携の観点として、域内の都心地域に限定することにより、どのように相乗効果が発揮されるか具体的に記載していただく必要がある。

2-30 民間のサテライトオフィス等運営事業者について、住所地要件はあるのか。（市町村外の企業でないといけないか）

- ない。

2-31 施設整備・運営以外のソフト経費について、施設運営者に対して補助金として支出することは可能か。（運営者が利用企業を呼び込むための活動に対する補助等）

- 対象経費とすることは可能。ただし、地方公共団体から施設運営者に対する補助（助成）という事業を実施いただく際であっても、当該事業の KPI の設定およびその達成については、地方公共団体に主体的に取り組んでいただく必要があるため、施設運営者への補助（助成）制度の設計に当たって、企業進出・移住の実現可能性、持続可能性を確保できるようお考えいただき、当該補助（助成）制度の内容について、事業計画へ具体的に記載いただきたい。

＜対象事業③サテライトオフィス等活用促進事業（①・②事業の「施設整備・運営以外のソフト経費」含む）＞

2-3-2 施設整備・運営以外のソフト経費について、お試しテレワーク体験やサテライトオフィス視察ツアーを検討している。参加の際の交通費、滞在費（飲食費は除く）等の経費は対象となるか。（プロモーションの一環としての経費と考えて良いか）

- 施設整備・運営以外のソフト経費（例：プロモーション事業）において、ツアー等を企画し、当該事業において参加支援の経費が必要であれば、対象となる。
- ただし、事業全体としては、関係人口施策に止まらず、企業進出・移住・定住を目指す事業として計画し、申請していただく必要がある。

2-3-3 ①サテライトオフィス等整備事業又は②サテライトオフィス等開設支援事業を実施する場合、施設整備・運営以外のソフト事業として例えば都市部での企業誘致活動の委託事業を実施するときは、進出を検討している企業等に対し既存施設を紹介することは不可ということになるのか。

- ①サテライトオフィス等整備事業又は②サテライトオフィス等開設支援事業と、③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）は併用できない。
- ①サテライトオフィス等整備事業又は②サテライトオフィス等開設支援事業の対象経費とされている「施設整備・運営以外のソフト経費」については、①サテライトオフィス等整備事業又は②サテライトオフィス等開設支援事業の対象とする施設の KPI 達成に向けて活用することが原則であるが、ビジネスマッチング等において企業のニーズに応じて他の既存施設を紹介することは可能である

2-3-4 施設運営者が実施する施設のプロモーション経費は、施設運営経費に該当するか。

- 原則は、施設整備・運営以外のソフト経費（プロジェクト推進費）に該当する。
- ただし、施設利用の予約管理システムと一体的なホームページの作成など、施設運営の一環と認められる場合には、施設運営経費として差し支えない。

2-3-5 ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）は、シェアオフィス等の提供を業とする民間企業の既存施設も対象とすることができるのか。

- 可能である。ただし、その場合であっても事業の対象とする施設にもとづく KPI（「サテライトオフィス等施設を利用する企業数」、「サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業数」、「サテライトオフィス等施設の利用者数」、「サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数」）を設定する必要がある。

2-36 ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）において、PCや通信用の周辺機器等の導入経費は対象となるか。

- 施設整備支援を行わないタイプとして設けている③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）において、「施設整備」（施設の新築、増築・改築、模様替えといった躯体に関わる整備のみならず、床や壁紙の張替えといった躯体に関わらない修繕その他の改修も含まれる）にあたらぬ設備導入や什器・機器導入を行う場合は、「テレワーク関連設備等の導入支援」として、「施設整備・運営以外のソフト経費」（1団体最大1,200万円）の中で当該経費を対象とすることが可能。
- なお、地方公共団体から施設運営者に対する補助（助成）事業として実施する場合、当該事業のKPIの設定およびその達成については、地方公共団体に主体的に取り組んでいただく必要があるため、施設運営者への補助（助成）制度の設計に当たって、企業進出・移住の実現可能性、持続可能性を確保できるよう検討いただき、当該補助（助成）制度の内容について、事業計画へ具体的に記載いただきたい。

2-37 令和3年度にプロモーションやニーズ把握を行い、その結果をもとに令和4年度に施設を整備する予定。プロモーションやニーズ把握を行う事業について本交付金の活用は可能か。

- 施設整備が令和4年度になるのであれば、令和3年度の時点で事業の対象とする施設がサテライトオフィス等施設（テレワークにより働く環境又は機能を有する施設）といえる状態ではないと考えられるため、本交付金の対象外となる。

2-38 都道府県が主体となって県内全域のサテライトオフィスを対象とするサテライトオフィス等活用促進事業について、KPIはどのように設定すればよいか。

- 地方創生テレワーク交付金は、申請要件として、利用企業と利用者に関するKPIを施設単位に設定する必要がある。そのため、複数の施設を対象とする事業の場合は、費用対効果やKPI達成の実現可能性を踏まえ、対象施設を特定のうえ、KPIを設定いただきたい。
- なお、公募等によるため、申請段階で対象施設を特定できない場合は、公募する施設の概要に即した見込みに基づいてKPIを設定いただきたい。

2-39 県が、サテライトオフィス整備による企業誘致を行う市町村と連携し、全体の広報と、企業と市町村のマッチング事業を行う予定であるが、交付金の対象となるか。その場合、県が設定する目標は、市町村事業も含めた取組みにより達成するものと考えているが、この場合KPIの設定はどのように考えるべきか。

- ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）として申請可能である。

- 連携する市町村の事業について事業計画（（1）のD「交付対象事業とは別に行う関連事業の概要」）に記載いただければ、それを含めて事業の先駆性を評価することとなる。
- KPIについては、本交付金の対象事業は利用企業と利用者に関するKPIを施設単位に設定する必要があり、同一の施設を対象とする事業であれば、県と市町村でKPIを整合させる必要がある。
- なお、質問の事業については、広域連携事業として市町村と合同で申請いただくことも可能。

2-40 市町村と進出企業が実施する地域活性化の取組について、県から市町村に対する補助を実施することを予定しているが、本交付金を充当することはできるか。

- 県から市町村に対する補助事業（補助金の交付の財源）に、本交付金を充当することはできない。
- なお、県、市町村及び進出企業が参画する地域活性化事業（プロジェクト推進）として、県が本交付金にかかる計画で施策化するのであれば、その範囲で実施することは可能。

2-41 都市部企業へのプロモーション事業において、正職員ではない会計年度任用職員人件費を対象とすることは可能か。

- 当該事業に専属で従事する臨時・非常勤職員（会計年度任用職員など）の人件費は対象とすることができる。

2-42 サテライトオフィスの活用のためのプロモーションとして、WEBサイトの構築を行う。WEBサイト構築費用の中に令和3～6年度分のドメイン保持経費が含まれており、今年度にまとめて支出したいが、令和4～6年度分のドメイン保持経費を対象とすることは可能か。

- 令和4～6年度分のドメイン保持経費は対象とならない。複数年契約とすることは差し支えないが、その場合でも、対象となる経費は令和3年度分のドメイン保持経費のみである。

<対象事業④進出支援事業>

2-43 進出支援事業について、支援対象者の用途に制限はあるのか。また、地方公共団体が独自に設定する要件の例はどのようなものか。

- 進出支援事業については、支援対象者の要件は定めているが、用途については制限していない。また、地方公共団体が独自に設定する要件として、例えば、特定の産業集積を狙って支援対象者の業種を限定することや、費用対効果を高めるために当該施設の利用者が何名以上であることといった要件を追加することが考

えられる。

2-44 本事業で整備するサテライトオフィス等の所在する市町村区域外に居住する個人が、当該サテライトオフィス入居と同時に法人を設立する場合は、進出支援金の対象となるか。

- 進出支援事業の支援対象者の要件（サテライトオフィス等を利用する市町村区域外の企業・団体）に該当しないため、進出支援事業の支援対象とならない。地方創生交付金における起業支援金の活用など、別の支援を検討いただきたい。

2-45 進出支援事業のみの実施は可能か。

- 進出支援事業は、「取扱いⅢ-1-(2)対象事業」における①～③事業に係るサテライトオフィス等の施設を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体に対して支援するものですので、進出支援事業のみを実施する事業は、本交付金の対象とはなりません。

2-46 進出支援事業について、地方公共団体の独自財源を用いることにより、国が定めた上限額から上乗せして支給することは可能か。

- 可能である。その場合、自主財源により上乗せして支給する際は、推進実施計画に明記していただきたい。

2-47 企業進出支援金について、同一企業に対して県と市町村がそれぞれ100万円を交付することはできるか。

- 進出支援金の交付上限は1社あたり最大100万円である。そのため、同一企業に対して、県と市がそれぞれ100万円を交付することはできない。なお、県と市が共同で行う事業であって、交付上限額（1社あたり100万円）の範囲内であれば、県と市が按分して予算計上することは差し支えない。

2-48 進出支援事業について、市が独自の財源で実施している既存の企業誘致補助金に充当することは可能か。

- 進出支援事業については、地方創生テレワーク交付金の交付要綱および事務連絡にしたがって制度を設計していただく必要があり、他の補助金の財源として充当することはできない。既存の独自事業との関係は、各地方公共団体の判断で整理いただきたい。（本事業の枠組みの中で新たに支援施策を組み立てていただき、その結果、各団体の独自事業と重複する場合に、独自事業をやめる、縮減するなど、既存の独自事業をどう取り扱うかは各団体でお考えいただきたい）

3. 手続き

3-1 施設を複数整備する場合、1つの推進実施計画にまとめて申請することはできるか。

- 施設整備・運営費の上限の範囲内で複数の施設を整備する場合、それぞれの整備内容について、1つの推進実施計画に記載し申請していただく必要がある。
- 推進計画で設定するKPIのうち、事業の対象とする施設に基づくKPI（「サテライトオフィス等施設を利用する企業数」、「サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業数」、「サテライトオフィス等施設の利用者数」、「サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数」）については、それぞれの施設に対するKPIを設定する必要がある。

3-2 2024年度にKPI未達となった場合、交付金を返還する必要があるのか。

- 交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことはない。ただし、2024年度のKPI達成度が未達となった場合、追加（5年目）の取組計画の策定とその進捗状況の報告を求める場合がある。

3-3 ②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）の申請に当たり、公費で民間施設の改修等を支援する関係上、議会の予算議決を経た後に対象施設を公募する予定としている。この場合「対象の施設」の特定が申請期限に間に合わないが、推進実施計画にどのような内容を記載すればよいか。

- 公募・プロポーザルより対象施設と支援対象者を決定する場合には、公募・プロポーザルのコンセプトや募集要領案（事業目的、募集期間、対象施設の要件、応募企業の要件、支援対象経費、等）を記載いただき、金額欄および経費内訳欄は公募予定の各事業費や支援対象施設支援にかかる経費の上限等を記載いただきたい。加えて、自治体が当該事業で実現したい施設のイメージ（改修後のレイアウト図）など、事業・経費を審査するうえでの理解を促進するようお願いを添付することが望ましい。

3-4 ②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）について、公募・プロポーザルにより対象施設を運営する事業者を選定する場合、「事業計画」の「各要素事業内容」の添付資料は、公募・プロポーザル実施要領（案）を添付し、図面・見積書・備品一覧表の添付は必要ないか。

- 現状の位置図、図面は必ず添付いただきたい。
- また、自治体としてどのような施設・設備にしたいかという構想やイメージをもとに、仮定の整備後イメージ、それにもとづく見積書、備品一覧表を添付いただきたい。
- 整備後のイメージ・見積書・備品一覧表の添付が困難な場合は、それらに代わる、整備対象施設の具体的内容を記載した資料を添付いただきたい。（それらが、公募・プロポーザル実施要領案に記載されているのであれば、実施要領案でも差し支えない）。

3-5 事業として施設整備や県外企業への誘致を行うとなると、企業のサテライトオフィス開設は令和4年以降になることが想定される。地方創生テレワーク交付金の事業計画年度は当該事業年度末までとなっているが、令和4年度以降に繰越することはできるか。

- 令和4年度への繰越については原則として認められない。社会通念上避けがたい事故が発生し工事等が遅延した等の相応の繰越事由がある場合には認められる可能性がある。

3-6 整備後3年度の取組み期間が設定されているが、県で市町村所有施設をR3年度に整備し、R4～R5年度の2年間県での運営後、施設所有市町村又は当施設賃借・管理する民間企業に移譲したうえで、地元による運営を想定している。計画期間内の移譲が可能か。可能な場合、何か要件が付されるのか。

- 地方創生テレワーク交付金により整備する施設等の財産処分等については交付要綱に基づき、大臣の承認を得て可能となる。

(交付金交付の際付す条件)

第23条 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

3-7 進出支援金の支給後にサテライトオフィス等の利用の終了があったことの確認はどのように行うのか。

- サテライトオフィス等に係る賃貸借契約や利用契約の終了、会員登録の解消、その他外形的な状況確認により利用終了を確認していただきたい。
- ただし、支援対象者の利用状況確認のため、必要と認められる場合には、実地検査等を行っていただきたい。

3-8 対象事業により整備したサテライトオフィスに入居した進出企業が、土地を気に入ったことにより、自前の事業所を区域内に設置して5年以内に転居した場合、返還対象となるか。

- 助成金の申請日から5年以内に、当該企業が自前の事業所の開設や他の民間施設等へ転出した場合、引き続き助成金を受領した市町村の区域内に留まっているのであれば、進出支援事業の返還制度で定める「ただし、申請企業の倒産、災害等のやむを得ない事情として助成金制度を設ける地方公共団体が認めた場合はこの限りではない。」に該当しうるため、地方公共団体が本規定に基づき認めるのであれば、返還の必要はない。

3-9 進出支援事業に係る提出書類について、施設運営の主体となる民間事業者が進出企業と契約等を取り交わす形となるため、「当該サテライトオフィス等の利用契約が確認できる書類」、「登記簿謄本」については、この写しを持って、進出支援事業に係る提出書類となり得るか。

- ご質問の事例の場合、写しで差し支えないと考える。

3-10 交付決定日前の事業着手は認められるか。

- 交付決定日前の事業着手は認められない。
(採択された事業について、交付決定日以前に、支出負担行為に当たる契約の締結を行うことはできないが、交付対象事業費に含まれない事業者募集や選定作業は、地方公共団体の準備行為として実施可能である。)

4. 経理処理

4-1 自治体の予算確保に関し、「令和二年度補正予算に計上され実施される事業」等の要件はあるか。

- 特段の定めはないことから、申請団体の実情に応じて、予算計上についてご判断いただきたい。

4-2 広域連携事業で申請する場合、国が交付金を支給する地方公共団体は、主申請者となるのか。それとも、共同で申請する地方公共団体それぞれに交付金が支給されるのか。

- 広域連携事業として、複数の地方公共団体が交付金を申請する場合は、それぞれの地方公共団体へ交付金を交付する。

5. 地方負担への手当

5-1 地方負担分に対する手当はどのようになるのか。

- 地方創生テレワーク交付金の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当可能であり、算定率は0.8である。

- 詳細は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和3年2月2日一部改正）」および「事務連絡（令和3年2月2日）令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」を確認いただきたい。

5-2 広域連携事業で県がテレワーク交付金を代表申請した場合、地方負担分に充当できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の申請は、同様に県が代表して行うのか、それとも参加自治体がそれぞれ申請するのか。

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、代表申請は受けつけない。
- 参加する各自治体が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業計画内で国庫補助事業を広域連携で受ける旨とその負担分を示して申請していただきたい。

5-3 地方負担分に企業版ふるさと納税を活用することは可能か。

- 企業版ふるさと納税の活用は可能。

5-4 サテライトオフィス等開設支援事業により開設した民間所有施設開設企業からの企業版ふるさと納税による寄附は可能か。

- 地域再生法施行規則第13条により、地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することは禁止されているが、本条に抵触するか否かは、寄附を行うことの代償として経済的な利益の供与を行ったかどうかで判断されるため、交付金の支給先が寄附企業等であることのみをもって、ただちに、寄附企業に対し、経済的な利益の供与を行ったものと解するものではない。
- したがって、一般的には、公平・公正な手続を経て、寄附企業等が交付金の支給先として選ばれた場合は、経済的な利益の供与に該当しないものと考えられ、公平・公正な手続を経るのであれば、企業版ふるさと納税による寄附は可能である。
- なお、経済的な利益の供与にあたらぬことについては、地方公共団体としての説明責任が求められることに留意いただきたい。

6. 変更申請について

6-1 どのような場合に変更申請を行う必要があるか。

- 推進実施計画の記載内容になんらかの変更が発生する場合は、すべて変更申請を行う必要がある。

- 変更の内容によって、「通常変更」、「随時変更」、「軽微変更」と手続きを区分しているが、そのうち、「通常変更」と「随時変更」については、変更部分を中心に再度事業内容を審査するため、審査の結果、変更が認められない場合がある。

6-2 事業タイプ（高水準タイプまたは標準タイプ）の変更申請は可能か。

- 事業タイプの変更申請は不可である。

6-3 第1回募集にて高水準タイプで申請し、標準タイプとして採択された事業について、KPIを標準タイプの要件を満たす数値に下方修正してもよいか。

- 原則、KPIの下方修正は不可である。

6-4 「随時変更」に該当する変更と「軽微変更」に該当する変更がある場合、軽微変更に該当する変更は審査の対象外となるか（随時変更に該当する変更のみを審査するのか）。

- 「随時変更」に該当する変更と「軽微変更」に該当する変更がある場合は、「随時変更」として手続きを行い、「軽微変更」に該当する変更も含めた、変更内容全体の審査を受ける必要がある。
- 同様に「通常変更」、「随時変更」、「軽微変更」それぞれに該当する変更がある場合は、「通常変更」として手続きを行い、変更内容全体の審査を受ける必要がある。

6-5 ①サテライトオフィス等整備事業における施設A（①-1）の施設整備・運営経費と、施設B（①-2）の施設整備・運営経費の流用は、2割以内であれば、「軽微変更」となるか。

- 各要素事業をまたいだ経費の流用となるため、「随時変更」となる。

6-6 進出支援事業の対象企業を1社追加し、進出支援金を100万円増額するのみだが、「通常変更」に該当するか。

- 交付対象事業費（総額）が増額する場合は、「通常変更」に該当する。

6-7 民間施設を対象に、公募の上、補助事業者を決定して開設支援を行う計画だが、公募内容について、「1,000万円/1事業者を3事業者選定」する事業から、「3,000万円/1事業者を1事業者選定」へ変更することは可能か。

- 可能であり、この場合、経費項目の削除（要素事業の削減）と、経費の増額（交付対象事業費（総額）の増額なし）に該当することから、「随時変更」の手続きが必要となる。

6-8 変更申請を行う事業については、変更の交付決定が出るまで事業着手できな

いのか。

- 「通常変更」と「随時変更」に該当する事業のうち、変更を申請する部分については、変更の交付決定日以前の事業着手は認められない。
- 「通常変更」と「随時変更」に該当する事業のうち、変更を申請していない部分、および「軽微変更」に該当する事業については、この限りではない。

6-9 ①サテライトオフィス等整備事業で自治体所有施設を1施設整備する事業が採択されているが、追加で②サテライトオフィス等開設支援事業により2つの民間施設整備（公募）を実施することは可能か。

- 「地方創生テレワーク交付金の取扱いについて」にて示す施設数および経費の上限以内であれば、追加の施設整備等は可能である。なお、交付対象事業費（総額）が増額する場合は、「通常変更」に該当する。

6-10 ②サテライトオフィス等開設支援事業により公募で民間施設整備支援を実施する予定。対象とする施設が特定されておらず、その整備内容もプロポーザルにより決定する事業であるが、公募の結果、施設整備・運営に係る経費ついて、2割を超過する項目間の組み換えが発生した。どのような手続きが必要か。

- 対象とする施設が特定されておらず、その整備内容もプロポーザルにより決定する公募事業の場合、経費の流用（各要素事業における経費項目間の組み換え）については、当該要素事業の交付対象事業費の2割を超過する場合であっても、「軽微変更」で手続きすることが可能。

（ 以 上 ）